

中央拠点市場の基準・中央卸売市場の再編基準 (卸売市場整備基本方針(抄))

[中央拠点市場の基準]

第2 卸売市場の適正な配置の目標

1 中央卸売市場

(3) (2)の中央拠点市場は、中央卸売市場(花き卸売市場及び食肉卸売市場を除く。)であって、当該中央卸売市場に係る中央卸売市場開設区域(以下1において「開設区域」という。)外にある複数の中央卸売市場へ出荷を行っており、かつ、取扱数量及び開設区域外への出荷割合について、以下の①又は②のいずれかの指標に該当すること。

なお、中央拠点市場であるか否かの判断は、取扱品目の部類ごと及び卸売市場ごとに行う。ただし、開設者が複数の中央卸売市場を開設しており、当該複数の中央卸売市場を再編する計画を有している場合には、当該複数の中央卸売市場を1つの卸売市場とみなして取扱数量及び開設区域外への出荷割合を計算することができる。

① 当該中央卸売市場における取扱数量が、

ア 青果物にあっては290,000トン以上

イ 水産物にあっては140,000トン以上

であり、かつ、当該中央卸売市場に係る開設区域外への出荷割合が、

ウ 青果物にあっては30%以上

エ 水産物にあっては40%以上

であること。

② 当該中央卸売市場における取扱数量が、

ア 青果物にあっては150,000トン以上

イ 水産物にあっては60,000トン以上

であり、かつ、当該中央卸売市場に係る開設区域外への出荷割合が、

ウ 青果物にあっては45%以上

エ 水産物にあっては60%以上

であること。

〔中央卸売市場の再編基準〕

第2 卸売市場の適正な配置の目標

1 中央卸売市場

(5) 中央卸売市場（食肉卸売市場を除く。）であって、次に掲げる指標のうち3以上の指標に該当するものは、再編に取り組むこと。なお、再編に取り組むべき卸売市場であるか否かの判断は、取扱品目の部類ごと及び卸売市場ごとに行う。

① 当該中央卸売市場における取扱数量が当該中央卸売市場に係る開設区域内における需要量未満であること。ただし、②に掲げる指標に該当しない中央卸売市場であって、当該中央卸売市場に係る開設区域外への出荷割合が、

ア 青果物にあっては45%以上

イ 水産物にあっては60%以上

ウ 花きにあっては60%以上

である場合には、この限りでない。

② 当該中央卸売市場における取扱数量が、

ア 青果物にあっては65,000トン未満

イ 水産物にあっては35,000トン未満

ウ 花きにあっては6,000万本相当未満

であること。

③ 当該中央卸売市場における取扱数量が直近で3年間連続して減少し、かつ、3年前を基準年とする取扱数量の減少率が、

ア 青果物にあっては9.9%以上

イ 水産物にあっては15.7%以上

ウ 花きにあっては7.4%以上

であること。

④ 以下のいずれかの要件に該当すること。

ア 当該中央卸売市場の市場特別会計に対する一般会計からの繰出金が直近で3年間連続して総務省で定める繰出しの基準を超えていること。

イ 当該中央卸売市場における当該取扱品目の部類に係る取扱数量の過半を占める卸売業者が直近で3年間連続して卸売市場法（昭和46年法律第35号）第51条第2項各号のいずれかに該当していること。